

「ストップ・ザ・交通事故」

県民運動但馬地域推進協議会について

但馬地域では交通事故の減少と交通死亡事故の撲滅をめざし、幅広い県民の参画と協働により但馬地域内の県・市町・警察などの関係行政機関や地域団体が一体となって、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動但馬地域推進協議会を構成し、以下の取り組みを行っています。

- ☆ 交通事故防止に係る広報・啓発対策の推進
- ☆ 県民の参画と協働による交通事故防止のための実践活動の推進
- ☆ その他交通事故防止活動



兵庫県マスコット はばタン

交通事故のない社会、交通死亡事故ゼロをめざして、引き続き県民の皆さまのご協力とご理解をいただきますよう、よろしくお願いします。

令和 8 年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動実施要綱(抜粋)

1 目的

尊い人命を交通事故から守るため、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民一人一人に交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、県民の参画と協働のもとに、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」をつくることを目的とする。

2 期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 推進テーマ

「みんなでつくる 通学路の交通安全」 「思いやる 気持ちで守る 高齢者」

5 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底
- (6) 外国人に対する日本の交通ルール・マナーの周知徹底

「ストップ・ザ・交通事故」県民運動但馬地域推進協議会

(〒668-0025 豊岡市幸町 7 番 11 号 但馬県民局県民躍動室 県民課内)

兵庫県内・但馬地域の交通事故概況

1. 人身事故件数・死者数・傷者数の推移

	区 分	R4 年中	R5 年中	R6 年中	R7 年中	R7.8 末	R8.8 末	増減数
全 県	人身事故件数	16,372	16,281	15,551	14,458	9,266	9,034	-232
	死者数	120	103	109	98	60	78	+18
	傷者数	19,425	19,113	18,353	16,967	10,953	10,490	-463
但 馬	人身事故件数	277	325	225	216	136	102	-34
	死者数	2	5	8	3	2	2	0
	傷者数	328	389	274	257	166	127	-39

2. 月別人身事故件数

	月別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
全 県	令和 7 年	1,175	1,070	1,155	1,129	1,162	1,232	1,235	1,108
	令和 8 年	1,132	1,080	1,084	1,130	1,162	1,077	1,229	1,140
	増減数	-43	+10	-71	+1	0	-155	-6	+32
但 馬	令和 7 年	17	25	14	18	19	19	12	12
	令和 8 年	11	16	13	11	14	5	17	15
	増減数	-6	-9	-1	-7	-5	-14	+5	+3

【生活道路の法定速度が 30km/h になります！！】

令和 8 年 9 月 1 日から、生活道路[※]における自動車の法定速度が、これまでの 60km/h から 30km/h へ引き下げられました。

自動車と歩行者が衝突した場合、30 km/h を超えたあたりから致死率が急激に高まります。安全な速度で運転しましょう。

※「生活道路」とは地域住民の日常生活に利用されるような中央線がない道路のことです。

次のような道路の法定速度は、引き続き 60km/h です

- 中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
- 中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線を除いたもの
- 自動車専用道路



【知っていますか？16 歳でも青切符！！】

令和 8 年 4 月 1 日から 16 歳以上の自転車の運転者に対して「青切符」の対象とする規定が施行されます。

自転車は「車の仲間」です。道路を通行するときは、「車」として交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。



令和8年
4月1日
施行

道路交通法 一部改正のポイント

- 自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入
- 自動車等が自転車等の側方を通過する際の新たな規定
- 普通仮免許等の年齢要件が引き下げに

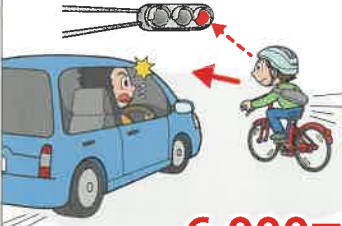
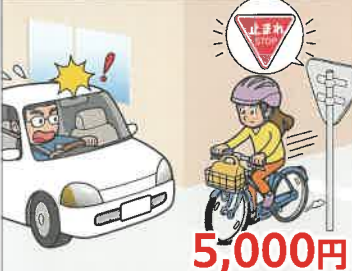
自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）が適用に （法第125条及び別表第2関係）

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書（青切符）が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

取り締まりの対象年齢は **16歳** 以上！

携帯電話の使用等（保持）  12,000円	遮断踏切立ち入り  7,000円	信号無視（赤色等）  6,000円	車道の右側通行  6,000円
一時不停止  5,000円	無灯火  5,000円	ブレーキ不備等 ※ブレーキがない、ブレーキのききが悪い自転車での走行  5,000円	イヤホンの使用 ※必要な音が聞こえないなどの場合  5,000円
並進  3,000円	二人乗り  3,000円	走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。 警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。 警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。 取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所で重点的に実施されます。 ※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています（14歳以上が対象）。	

自転車を含む軽車両の反則行為と反則金額を確認してみましょう。

反則金一覧▶



自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。▶



※この資料で「法」とは、道路交通法、「規」は道路交通法施行規則をいいます。



車が自転車等を追い抜く際に、 自転車等の安全を確保するための規定が創設

(法第18条関係)

同一方向に進行する自動車等と自転車との事故のうち、自転車の右側面が接触する事故の割合が増加傾向にあることから、車道での側方接触を防止するための新たなルールが定められました。

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合(側方通過時)に、
両者の間に十分な間隔がないときは

 自動車等は

※ここでいう「自動車等」とは、自動車や
原付バイク(特定小型原動機付自転車を除く)のことです。

自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

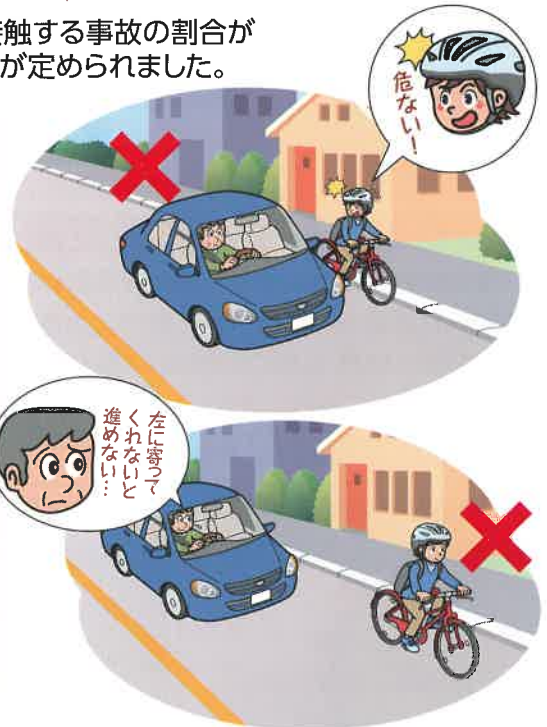
歩行者等側方安全通過義務違反 **罰則 3ヵ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金**

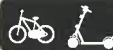
※交通の危険を生じさせるおそれがある場合 **3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**

違反点 2点

反則金

大型車 9,000円 普通車 7,000円
二輪車 6,000円 原付等 5,000円



 自転車等は

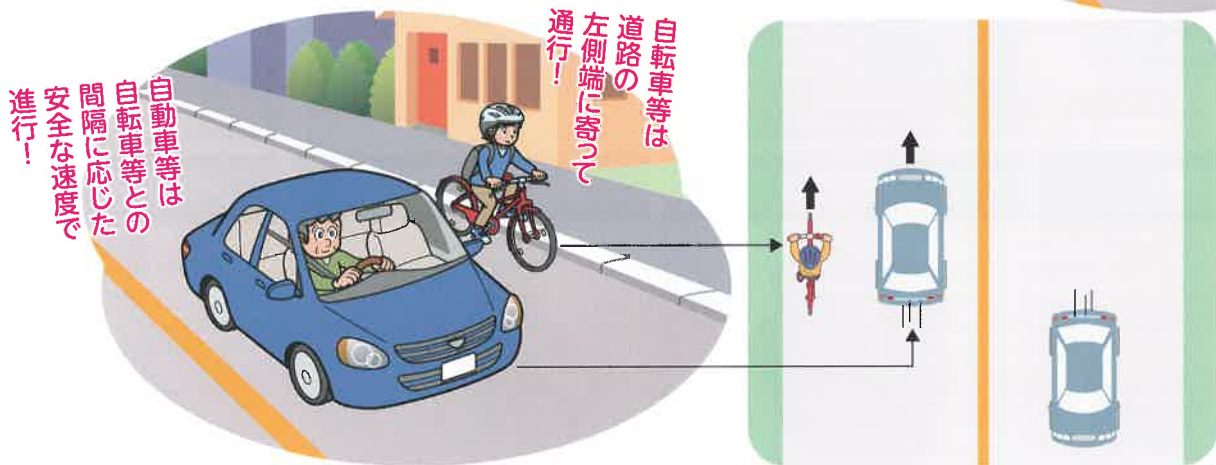
※ここでいう「自転車等」とは、
自転車や特定小型原動機付自転車などのことです。

できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

被側方通過車義務違反 **罰則 5万円以下の罰金**

反則金

原付等 5,000円



普通・準中型仮免許の年齢要件が、 18歳から「17歳6カ月」に引き下げに

(法第88条及び第96条関係)

普通・準中型自動車仮免許の取得と、普通・準中型自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢が引き下げられることにより、早生まれの高校生等も、進学や就職前に普通免許等を取得しやすくなります。

※普通免許等の交付の年齢要件は引き続き18歳です。

(道交法改正に伴う施行規則の改正)

※運転免許試験成績証明書の交付対象が、「免許試験に合格し、免許を受けていない者」に拡大されます。(規第28条関係)

【改正前】

仮免許も
本免許も
18歳で
受験と交付。



【改正後】



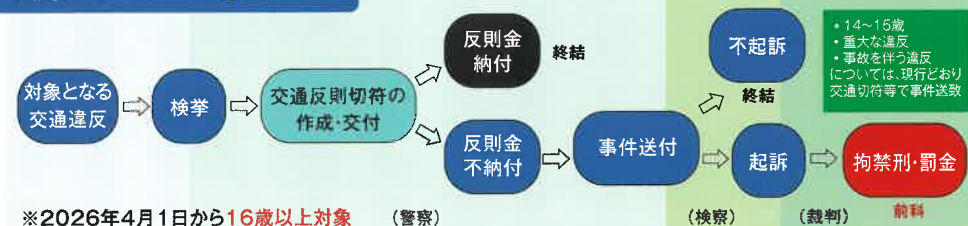
普通自動車と準中型自動車の
仮免許は
17歳6カ月で交付可能。

※本免許は18歳で
交付されます。

自転車を対象とされている反則行為一覧

反則行為	反則金の額	
携帯電話使用等(保持)	12,000円	
放置駐車違反	9,000円(駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合) ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:12,000円 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:11,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合:10,000円	
道断踏切立入り	7,000円	
速度超過	6,000円(超過速度が15km/h未満の場合) ※ 超過速度が25km/h以上30km/h未満の場合:12,000円 超過速度が20km/h以上25km/h未満の場合:10,000円 超過速度が15km/h以上20km/h未満の場合:7,000円	5,000円
駐停車違反	6,000円(駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合) ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:9,000円 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:8,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合:7,000円	
信号無視	6,000円 ※点滅信号を無視した場合は5,000円	
通行区分違反		
追越し違反		
踏切不停止等		
交差点安全進行義務違反	6,000円	
環状交差点安全進行義務違反		
横断歩行者等妨害等		
安全運転義務違反		
通行禁止違反		
歩行者用道路徐行違反		
歩行者等側方安全通過義務違反		
急ブレーキ禁止違反		
法定横断等禁止違反		
路面電車後方不停止	5,000円	
優先道路通行車妨害等		
環状交差点通行車妨害等		
徐行場所違反		
指定場所一時不停止等		
幼児等通行妨害		
安全地帯徐行違反		
被側方通過車義務違反		
通行帯違反		
道路外出右左折合図車妨害		
指定横断等禁止違反		
車間距離不保持		
進路変更禁止違反		
追いつかれた車両の義務違反		
乗合自動車発進妨害		
割込み等		
交差点右左折等合図車妨害		
交差点優先車妨害		
緊急車妨害等		
交差点等進入禁止違反		
無灯火		
減光等義務違反		
合図不履行		
合図制限違反		
警告器収容義務違反		
乗車積載方法違反		
軽車両整備不良		
自転車制動装置不良		
泥はね運転		
転落等防止措置義務違反		
転落積載等危険防止措置義務違反		
安全不確認ドア開放等		
停止措置義務違反		
公安委員会遵守事項違反		
通行許可条件違反		
歩道徐行等義務違反		
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左折方法違反		
交差点右左折方法違反		
環状交差点左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反		
警告器使用制限違反		

反則切符を切られた後の流れ



メット&ライド

2026年4月1日から
自転車の交通違反に反則切符(青切符)が適用!
知っていますか? 自転車の交通ルール

自転車の交通ルールはこちら

兵庫県 交通安全 検索

ヘルメットをかぶろう!

ルールを守ろう!



自転車保険
に入ろう!



©SEIJI MATSUMOTO

兵庫県 / 一般財団法人 兵庫県交通安全協会
協力: 大阪芸術大学 大阪芸術大学短期大学部

やってしまいがちな交通違反 TOP5

守らないと守れない。あなたの未来。

ショートムービー 観てね!



1 通行区分違反
刑事が倒れた自転車の現場を捜査。
「被害者は……右を走っていた。」
「左に生きる。それが正義だ。」



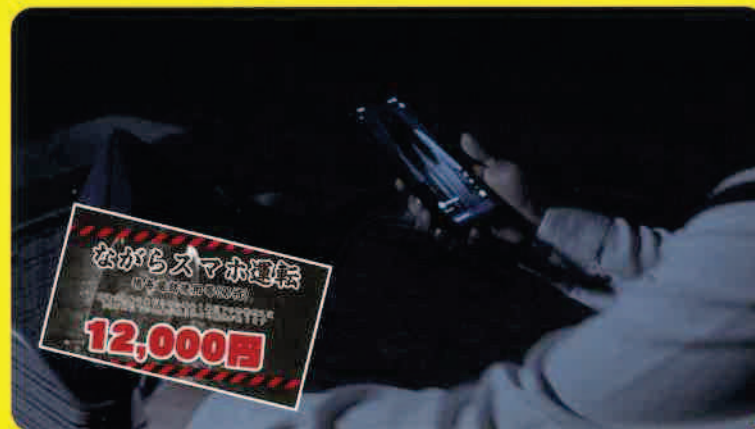
2 信号無視
自転車と信号を交互に映しながら赤信号に向かって全力で走る自転車。緊張の中で間に合うか?



3 指定場所一時不停止等
標識と自転車がガンマンのように睨み合う。スローモーションで止まる瞬間の緊張感。最後に標識が言う。



4 並進禁止違反
制服姿のカップルが、並んで自転車を走らせる。いい雰囲気の中、先生が登場しホイッスルを鳴らす。



5 携帯電話使用等(保持)
走行中のスマホ画面に恐怖の人影が映る。次の瞬間、ぶつかった相手がまさかの、その人。

